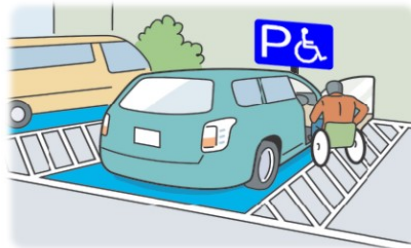


高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく特定路外駐車場の設置等に関する事務



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第12条「特定路外駐車場に係る基準適合命令等」ほかに係る事務です。

特定路外駐車場

特定路外駐車場とは、次のすべてに該当する駐車場のことです。

- 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設
- 一般公共の用に供される
- 自動車の駐車のために供する部分（駐車ます）の面積が500m²以上
- 駐車料金を徴する

（ただし、道路の附属物、公園施設、建築物又は建築物の附属施設となっているものを除きます）

特定路外駐車場を設置するときは、

- 届け出が必要です。（市の区域内は市長、それ以外は都道府県知事）
- 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令に適合させなければなりません。

☆ここが変わります！

町村は届出書（設置、変更）を受理し、基準に適合しない特定路外駐車場に対し是正措置を命ずることができます。

☆市町村が事務を行うことにより、住民負担の軽減や迅速な対応が可能となります。

届出等の手続きが地元市町村で完了するため、届出に係る住民負担が軽減されます。また、基準に適合しない駐車場に対しても、早期把握が可能となり、迅速かつ的確な対応を行うことができます。

バリアフリーに対応した駐車場が地元市町村により把握・管理されることで、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与します。

☆道・総合振興局等から市町村へのサポート

権限移譲を円滑に進めるために、移譲を受ける際に必要な環境整備（手数料条例制定等）についての資料を配付し、個別に説明します。

また、移譲後においても、他の権限移譲市町を含めた連絡協議会等を実施しており、質疑や各種事例を踏まえた研究等、職員のスキルアップのサポートを行っております。

☆道から市町村への財政的な措置

北海道権限移譲事務交付金の交付

前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金を交付します。

【令和5年度交付金予定単価】 一部抜粋

- 特定路外駐車場の設置の届出の受理
4,000円×前年度事務処理件数－前年度市町村手数料収入額^(※1)を交付
 - 路外駐車場等円滑化基準等に違反している事実があると認める場合の是正命令
(300円～7,800円)×前年度事務処理件数－前年度市町村手数料収入額^(※1)を交付
- (※1) 市町村は別途手数料条例を定める必要があります。

☆既に次の市町村に移譲されています

移譲済市町村一覧 (35市 73町村)

地域	数	市町村名	地域	数	市町村名
石狩	7	札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・ 北広島市・石狩市・当別町	留萌	4	留萌市・増毛町・苫前町・羽幌町
			宗谷	3	稚内市・浜頓別町・枝幸町
渡島	9	函館市・北斗市・福島町・木古内町・七飯町 ・鹿部町・森町・八雲町・長万部町	オホーツク	10	北見市・網走市・紋別市・美幌町・斜里町・ 遠軽町・滝上町・興部町・雄武町・大空町
檜山	3	江差町・今金町・せたな町	胆振	11	室蘭市・苫小牧市・登別市・伊達市・ 豊浦町・壮瞥町・白老町・厚真町・ 洞爺湖町・安平町・むかわ町
後志	10	小樽市・蘭越町・留寿都町・倶知安町・共和町 ・岩内町・神恵内村・古平町・仁木町・余市町			
空知	15	夕張市・岩見沢市・美瑛市・芦別市・赤平市 ・三笠市・滝川市・砂川市・歌志内市・深川市 ・南幌町・奈井江町・長沼町・栗山町 ・新十津川町	日高	3	日高町・浦河町・新ひだか町
			十勝	13	帯広市・音更町・鹿追町・新得町・ 清水町・芽室町・大樹町・広尾町・ 幕別町・池田町・本別町・足寄町・浦幌町
上川	12	旭川市・土別市・名寄市・富良野市・ 鷹栖町・東神楽町・上川町・美瑛町・ 上富良野町・剣淵町・下川町・美深町	釧路	6	釧路市・釧路町・厚岸町・標茶町・ 弟子屈町・白糠町
			根室	2	根室市・中標津町

注1) 市は法定移譲 注2) 下線は都市計画区域のない市町村

☆市町村における主な取組成果

権限移譲を受けた市町村では、次のような取組成果がありました。

- ① 事業者からの相談に対して現状を把握しているため、的確で手戻りの無い回答が可能
なため、素早い届け出につながっている。また、地元窓口で手続きが可能となり、
事業者に対し、移動負担の軽減など利便性向上につながっている。
- ② 『駐車場法に基づく路外駐車場』の設置等と一体的に事務処理を行うことで、届出処理等に
あたって道との調整が不要となるなど、事務処理が効率化されるとともに、基準への適合性の
一体的な判断が可能となっている。

【問い合わせ先】

○北海道 建設部 まちづくり局 都市計画課 施設計画係
電話 011-204-5564
FAX 011-232-1147